

## 令和7年度和歌山県立なぎ看護学校学生募集要項(一般)

1 募集学科 看護学科(全日制、看護師3年課程)

2 募集人員 40人(推薦入学の募集人員20人程度を含む。)

3 修業年限 3年

### 4 出願資格

以下のいずれかに該当する者

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)及び令和7年3月修了見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和7年3月末までにこれに該当する見込みの者

※ 上記出願資格(3)に該当する者で、同条第7号の規定により出願しようとする者は、入学願書提出前に、「個別の入学資格審査」を受ける必要がある。

### 5 入学願書受付期間

令和6年12月5日(木)から同月12日(木)までに郵送(簡易書留郵便)により提出すること(締切日 消印有効)。

### 6 出願手続

#### (1) 提出書類

入学志願者は、次の提出書類を一括し、和歌山県立なぎ看護学校に郵送(簡易書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は、受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型(縦60mm×横40mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 卒業証明書等

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者は、その卒業証明書

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第5号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書

(ウ) 高等専門学校(修業年限5年)を3年で修了した者は、その修了証明書

(エ) 上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

文部科学省所定の様式により在学又は出身の高等学校長又は中等教育学校長が作成し、厳封したもの(調査書の発行できない場合は、成績証明書とする。)

オ 受験票送付用定形封筒(長形3号。120mm×235mm)1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手460円(簡易書留料を含む。)を貼付すること。

カ 入学審査手数料

入学願書に入学審査手数料として、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。

#### (2) 入学願書郵送先

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

和歌山県立なぎ看護学校(入試係)

### 7 選考方法

(1) 筆記試験 筆記による学科試験を行う。

(2) 面接試験 面接試験を行い、筆記試験結果とともに総合的に判定して合格者を決定する。

## 8 試験科目、日時及び合格発表

筆記及び面接	令和7年 1月16日(木)	学科試験 英語コミュニケーション I (筆記のみ)、数学 I、現代の国語、生物基礎 ※平成30年告示の高等学校学習指導要領に基づき出題する。 午前9時30分から午後3時25分まで(受付開始時間 午前8時30分)
面接	令和7年 1月17日(金)	面接試験 午後1時30分(受付開始時間 午後1時)
合格発表	令和7年 2月4日(火)	合格発表 午前10時00分に和歌山県立なぎ看護学校玄関前に掲示するとともに、本校発ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛てに合格通表知書を発送する。

## 9 試験会場 筆記試験、面接試験とも和歌山県立なぎ看護学校

### 10 入学手続

- (1) 入学手続は、令和7年2月18日(火)から同月19日(水)の午前9時から午後5時までに完了すること。この期日までに入学手続を行わない者には、入学を許可しない。
- (2) 入学手続は、次のとおりとする。
  - ア 合格通知書及び誓約書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙による。)を提出すること。
  - イ 高等学校又は中等教育学校卒業見込みとして受験した者は、令和7年3月31日(月)までに卒業証明書を提出すること。
  - ウ 次項に掲げる入学金を納入すること。

### 11 入学金及び授業料

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく金額

- (1) 入学金 22,000円
- (2) 授業料 年額 120,600円(令和6年度実績)

### 12 修学資金制度

県内の看護職員等の充実を図るため、本校卒業後、和歌山県内において看護業務に従事しようとする学生に対し修学資金(令和6年度実績 月額30,000円)を貸与し、卒業後一定の条件を充たせば貸与金の返還が免除される制度を利用できる。ただし、貸与については、選考により決定する。(和歌山県看護職員修学資金)

また、本校は「大学等における修学の支援に関する法律」による高等教育の修学支援新制度の対象機関として認定されており、一定の要件を満たせば授業料や入学金の減免を受けることができる。(日本学生支援機構奨学金)

### 13 注意事項

- (1) 出願する書類は、必ず一括して簡易書留郵便とすること。
- (2) 受理した出願書類は、返却しない。
- (3) 試験の際の宿泊施設は、あつせんしない。
- (4) 学科試験日は、弁当を持参すること。
- (5) 可否に関する電話による問い合わせには応じない。
- (6) 学校案内、願書等を郵送で請求するときは、宛先を明記したA4サイズ封筒に返信用切手180円を貼付したものを同封すること。
- (7) 和歌山県立なぎ看護学校の入学試験を受験した者で希望するものに対し、合格発表の日から1か月以内に限り総合得点のみ開示する。
- (8) 令和5年度実施の「令和6年度入学者選抜試験問題」の閲覧を希望する者は本校ホームページを確認すること。
- (9) 個別の入学資格審査を必要とする者は、令和6年11月7日(木)までに、必ず本校入試係へ御連絡ください。
- (10) 障がいなどの理由で特別の配慮を必要とする場合は、令和6年11月7日(木)までに御相談ください。
- (11) 保健師助産師看護師法第9条、同法施行規則第1条を各自確認しておくこと。
- (12) その他疑問点は、本校(入試係)に問い合わせること。